

令和 年 月 日

羽生市教育委員会 様

羽生市立学校適正規模審議会
会 長 川 島 規 行

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針案について（答申）

令和5年2月24日付け羽教総発第94号において諮問のありました西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案の作成について、羽生市立学校適正規模審議会規程第2条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

答 申

- 1 西・南中学校区の小学校の再編成に関する基本方針案は、別添のとおりとする。
- 2 羽生市及び羽生市教育委員会は、本答申を基に、小学校の再編成を進めるに当たり、以下の点に十分配慮すること。
 - (1) 児童への配慮
学校の再編成により、児童は、新たな人間関係の構築が必要となる。また、学校環境や通学方法等も変わることから、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、事前の学校間交流の実施や教職員の配置について配慮するなど、児童の心身の負担軽減に向けた対応を講じること。
 - (2) 保護者への配慮
保護者の不安解消のため、保護者やPTAの意見を聴くとともに、可能な限り情報提供に努めること。また、学童保育利用者について、学校の再編成後も円滑に受け入れできる体制の確保に努めること。
 - (3) 地域への配慮
地域の見守り活動や運動会等の行事に代表されるように、地域社会の教育力が児童の成長の一助となっている。再編成により学校区が広がっても、今まで培ってきた地域コミュニティが存続できるよう、地域に配慮すること。
 - (4) 通学への配慮
スクールバスの具体的な運行方法は、再編成準備委員会で検討することになるが、保護者の不安解消のため、想定されるルート等の情報提供に努めること。また、通学路の安全確保や地域での見守り活動等についても、学校、地域と一体となって調整すること。

- (5) 魅力ある学校づくり
その学校ならではの特色のある教育の継承に努めるとともに、学校運営協議会によるコミュニティ・スクールをさらに充実させること。
- (6) 小中一貫教育、義務教育学校
小中一貫教育の推進、将来的な義務教育学校の設置について、その目的、利点、進め方を説明し、保護者や地域住民の理解を得ること。
- (7) 学校跡地の活用
学校は、地域コミュニティ及び防災の拠点としての役割もある。跡地活用に当たっては、地域住民の意見を聴き、慎重に検討すること。
- (8) 情報の公開
学校の再編成に関する情報は、児童生徒、保護者、地域住民にとって大きな関心事である。今後、基本方針の作成や再編成の実施に当たっては、検討過程や決定事項について、市のホームページや広報紙、PTA、自治会等を通じて随時公表し、理解と協力を得て進めること。
- (9) 西・南中学校区の小学校の再編成
基本方針の決定後、再編成の時期等を考慮し、適切な時期に再編成準備委員会を設置し、協議を進めること。

3 羽生市立学校適正規模審議会では、羽生市教育委員会からの諮問を受け、西・南中学校区の小学校の再編成について、将来の子どもたちのためによりよい教育環境を整えることを第一に考え、11回にわたり、慎重に審議を重ねてきた。また、児童・保護者アンケートにより、多くの方から貴重な御意見をいただいた。この答申をもって本審議会の考えを示したが、保護者や地域住民の学校に対する愛着や学校の存続を願う気持ちから、再編成に対する理解を得るのに時間を要することも十分考えられる。

このため、羽生市及び羽生市教育委員会においては、本答申の具現化に当たっては、市のまちづくりの方針等も踏まえつつ、保護者や地域住民と十分に協議・調整を行い、理解と協力の下で進められることが望まれる。

学校再編成の検討を契機として、今後の学校教育のさらなる充実に向けて、保護者と地域住民との前向きな議論が行われ、変化の激しい時代に対応した、未来へつながる教育環境づくりが進められることを切に願う。